

2月の相談

日 開催日 時 時間 所 場所 予 予約受付 問 問い合わせ先

弁護士による法律相談（要予約） 6日(木)、20日(木)

時 13:30～16:30 所 市役所 1 階 相談室
予 1カ月前から 問 市民生活課 ☎ 22-1116
※内容により、お受けできない場合があります。 ※1人20分まで。

行政相談委員による行政相談 25日(火)

時 9:30～11:30 所 市役所 2 階 207会議室
問 市民生活課 ☎ 22-1116 ※1人20分まで。

司法書士による法律相談（要予約） 21日(金)

時 14:00～16:00 所 ひまわり会館
問 徳島県司法書士会 ☎ 088-657-7191（相談予約電話）
※ご予約は2月3日(月)から ※1人 30 分まで。

消費生活相談（来所時は要電話） 平日

時 9:30～16:30 所 市役所 2 階
問 消費生活センター ☎ 24-3251

特設人権相談 5日(水)

時 13:30～16:00 所 新野公民館、羽ノ浦公民館
問 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

人権相談 19日(水)

時 13:30～16:00 所 ひまわり会館
問 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

女性のための生き方なんでも相談（要予約）

日 4・18・25 日 時 13:00～16:00
日 14・28 日 時 10:00～12:00、13:00～16:00
所 市役所5階 相談室 予 随時
問 相談予約電話（人権・男女共同参画課） ☎ 22-0361

年金相談（要予約） 今月の相談日はありません

時 9:30～15:30 所 市商工業振興センター
予 相談日の前月 1 日から電話による完全予約制
問 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511
※3月の相談日は6日(木)です。

心配ごと相談 3日(月)、10日(月)、17日(月)

時 10:00～15:00 所 ひまわり会館 1 階
問 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

空き家・空土地有効活用相談会（要予約） 18日(火)

時 10:00～12:00 所 市役所 2 階 市民交流ロビー
予 14日(金)までに
問 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部
☎ 090-2892-9286 または住宅課 ☎ 22-3431

中小企業の経営相談会（要予約） 20日(木)

時 10:15～18:00 所 光のまちステーションプラザ
予 前日までに徳島県よろず支援拠点へ
問 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625
または商工政策課 ☎ 22-3290

2月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
2日	阿南市夜間休日診療所	宝 田 町	☎ 28-6200
9日	阿南市夜間休日診療所	宝 田 町	☎ 28-6200
11日	林整形外科	見能林町	☎ 23-6060
16日	羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町	☎ 44-6111
23日	阿南市夜間休日診療所	宝 田 町	☎ 28-6200
24日	阿南市夜間休日診療所	宝 田 町	☎ 28-6200

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。
当日変更する場合があります。

●夜間（毎日）の当番 18:00～22:00（日曜祝日は17:00～）

当番医療機関の問い合わせは
阿南市消防本部 ☎22-1120
音声案内 ☎22-9999まで
または阿南市医師会ホームページをご覧ください。
※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」
にてご確認ください。

防災行政無線の自動電話応答サービス ☎28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。通話料は利用者の負担になります。

2月の市税

■ 固定資産税（1期、全期）、軽自動車税種別割の口座振替をご希望の方は、3月5日(水)までに指定金融機関の窓口へお申し込みください。

2月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に
対応しています。

延長窓口 19日(水) 17:15～19:15
正面玄関からお越しください。

日曜窓口 23日(日) 8:30～17:00
東玄関からお越しください。

問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792

2月の平日延長窓口

5日(水)、19日(水) 17:15～18:15

●住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本（広域交付は除く）、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付
（※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていません。）

問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116

公共下水道受益者負担金

納期限 ●期別納付の第3期 2月28日(金)

問い合わせ 下水道課 ☎ 22-1796